

令和 6 年度
地域密着型サービス
(認知症高齢者グループホーム)
開設事業者公募要領

令和 6 年 11 月 25 日

日置市市民福祉部介護保険課

－ はじめに －

日置市では高齢者の要介護度が重度になっても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの構築」を進めております。

令和6年度からの3か年を計画期間とする第9期日置市介護保険事業計画においては、第8期計画に引き続き、日常生活圏域について、旧町単位である「東市来地域」「伊集院地域」「日吉地域」「吹上地域」の4地域を設定し、身近な地域で介護サービスを利用できるよう地域密着型サービス事業所整備を推進し、地域での生活を支えるサービスを拡充することとしています。

地域密着型サービス事業所は、地域との連携が求められていますが、地域包括ケアの実現へ向け、今後より一層、地域の方や医療機関、他の介護サービス事業所などの関係団体と連携し、地域が抱える課題を一緒に解決していくことや、事業所専門職の知識を生かして認知症サポーター養成講座など介護に関する啓発活動を行っていくことなどが期待されています。

事業計画にあたっては、地域の実情を把握され、その実情に応じた支援を積極的に提案するなどして、連携及び関わりを密にいただき、地域に開かれた事業所運営を目指してください。

目次

1 公募する地域密着型サービス	2
2 応募要件について.....	2
3 応募手続きについて.....	3
4 施設開設までの日程について	11
5 審査・採択方法について.....	12
6 施設計画・人員基準について	15
7 資金計画について.....	22

1 公募する地域密着型サービス

(1) 令和6年度の地域密着型サービスの公募数は、次のとおりです。

サービス種別	対象地域	募集数
認知症高齢者グループホーム	日吉地域	9人分程度

(2) 整備対象地域

- ① 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域を整備予定地とする計画は避けてください。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の土地での応募の場合、補助金の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

2 応募要件について

(1) 募集対象事業者

- ① 日置市で介護サービス（地域密着型）事業を実施している事業者であること。
- ② 施設整備を行える土地を保有している又は賃貸借契約により施設整備を行える土地を確保できている事業者であること。

※ 日置市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係にある者は応募できません。

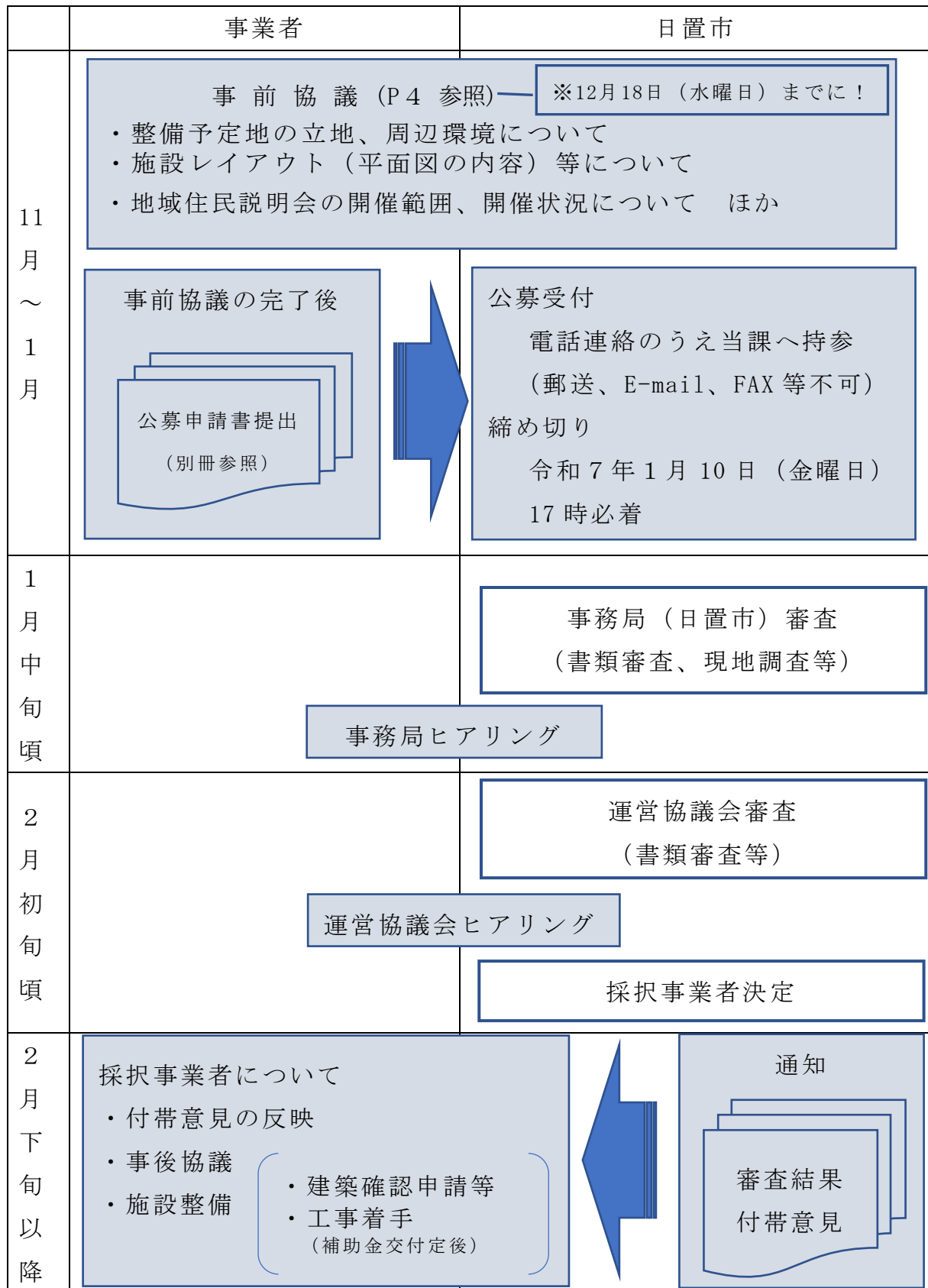
(2) 整備事業年度

原則として、令和7年度中に着工し、令和7年度末（令和8年3月末）までに竣工の上、介護保険法に基づく指定を受け、事業所を開設するものとします。

なお、補助金の交付を受けずに整備を行う場合においては、採択され、事後協議完了後、令和6年度内の事業着手が可能です。ただし、事業所の新規指定に係る事前協議や指定申請等の手続きは別途必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

3 応募手続きについて

○ 令和6年度地域密着型サービス事業者採択までの流れ



※ 審査結果につきましては、採択・不採択に関わらず、全応募事業者に通知します。また、採択された場合は、法人名、整備予定地等を市ホームページに公表します。

(1) 応募書類提出前の事前協議について

書類の提出にあたっては、下記の内容について、必ず本市との事前協議を行ってください。なお、事前協議の完了後に応募書類の提出となります。

【事前協議に必要な書類】

① 事前協議書

- ・市ホームページ掲載の様式を使用すること

② 整備予定地の位置図

- ・駅やバス停、病院等近隣の状況が分かる縮尺のもの
- ・正確な住所地が分かるもの

③ 現地写真

- ・整備予定地とその周囲が分かるようなもの（８枚程度）
- ・写真を撮った方向を地図に示した位置図・施設配置図
- ・民家改修により応募する場合は、建物内部の写真

④ 平面図等設計図書

- ・基本設計段階程度のもの（間取り、面積（内法）、寸法等が分かるもの）
- ・民家改修により応募する場合は、建物平面図

⑤ 勤務体制及び勤務形態一覧表

- ・市ホームページ掲載の様式を使用すること

【事前協議の内容】

① 整備予定地の立地、周辺環境について

② 施設内レイアウト（平面図の内容）について

③ 地域住民説明会の開催範囲、開催状況等について

(お願い)

来課される際は、事前の電話連絡にて協議の予約をしてください。事前連絡がなく協議中に来課された場合、対応できないことがあります。

また、設計会社等の担当者のみでの協議には応じることができませんので、必ず運営を希望される法人の担当者の来課をお願いします。

なお、協議の形式は原則来庁によることとします。

(2) 地域住民への説明について

地域密着型サービス事業所は、地域に根差し、地域に開かれたものとなるよう望まれていることから、地域住民の理解及び協力が必要不可欠となります。

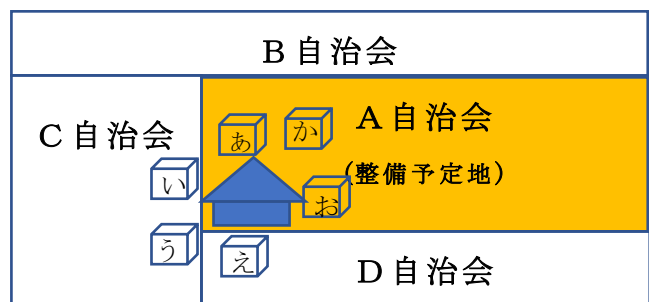
従って、開設予定地の地域住民に対しては、必ず事前に説明会等を実施し、建設工事は元より開設後の事業運営を円滑に行えるよう、十分な理解や協力が得られる体制を整えることが重要となります。

① 説明の対象範囲について

原則として、整備予定地の自治会及び整備予定地の隣接住民並びに隣接自治会の自治会長を対象に説明会を行ってください。

つきましては、必ず説明会の対象範囲について日置市と事前協議を行った上で対象範囲を決定してください。

(例) 整備予定地がA自治会で、整備予定地の隣接住民がA自治会でない場合(右図参照)
説明会の対象範囲は、A自治会、隣接住民のあ～か様、C自治会長、D自治会長となります。



② 説明会の開催にあたって

ア 説明会の実施に際しては、地域の代表者(自治会長、地区公民館長等)にも協力を依頼し、地域の実情を十分に把握してください。

※ 自治会に加入していない住民もいますので、回覧だけに頼る周知は避けてください。

※ 説明会とは別に、計画地の隣地住民には、もれなく説明を行ってください。連絡がつかないなど、直接説明を行うことが出来ない場合も、必ず代替となる対応を取ってください。

イ 次の例のように、可能な限り多数の参加者が見込めるよう開催場所や開催日時等を配慮してください。

例)・開催時刻を午前と午後に分けて開催する

・平日と土日の2回以上に分けて開催する

ウ 説明会においては、事業所の開設が決定したかのような誤解を招くことのないように、応募中の段階であり、今回の提案が採択されない場合がある旨を必ず説明してください。

エ 採択・不採択にかかわらず、審査結果通知後速やかに、応募事業者は審査結果を地域の代表者及び住民へ伝えるようにしてください。

(3) 公募申請書について

公募申請書は、市ホームページ掲載の「提出書類一覧表」を確認の上、提出してください。書類の提出に際しては、以下のとおり体裁を整え、A4サイズのフラットファイル等に綴じたものを16部（正本1部、副本15部）提出してください。また、提出後の問い合わせに対応できるよう、提出書類一式の控えをお手元に保管しておいてください。提出された書類は返却できません。

なお、必要に応じ、「提出書類一覧表」以外の書類や運営協議会資料用として追加部数の提出を求める場合があります。

【応募書類作成方法】

- ① ファイル等の背表紙に、「令和6年度地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）開設事業者公募申請書〈法人名〉」「正本（副本）」の表示をしてください。
- ② 提出書類一覧表（チェック済みのもの）を付けてください。

- ③ 提出書類一覧表の番号ごとにインデックスをつけてください。その際、インデックスは番号のみ記載してください。
- ④ 資料を綴じる順番は、提出書類一覧表の順番のとおりにしてください。
- ⑤ 資料はA4サイズを基本とします。平面図等でA3サイズとなる場合はA4サイズに折り畳んでください。
- ⑥ 可能な限り、両面コピーにしてください。
- ⑦ 契約関係書類など原本を提出することができないものは、写しを提出してください。また、その場合は、以下のとおり原本証明をしてください。

(例) 原本証明

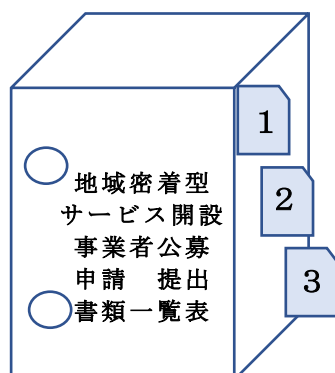
この写しは原本と相違ありません。

令和○年○月○日

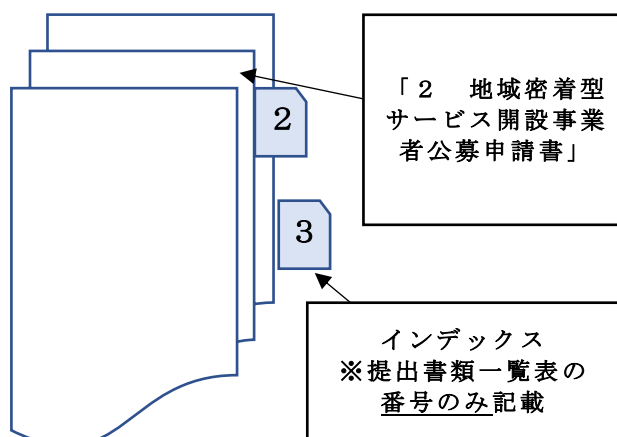
法人名 ○○○○○

代表者名 ○○○○○

(例) 公募申請書の提出形態



(例) インデックス



(4) 公募に際しての留意事項

- ① 施設整備計画に基づく公募申請書の作成等、書類提出に要する経費については、採択・不採択にかかわらず、全て申請事業者の負担となります。

- ② 公募締め切り後の事業者の都合による公募申請書の修正・追加は、公平性の観点から不可とします。ただし、本市からの指示により書類を修正・追加する場合を除きます。
- ③ 法人名・圏域・整備予定地・サービス種別・定員数の情報については、地域住民説明会で公開する内容のため、公募締切日以降、問い合わせがあった場合、閲覧若しくは口頭にて公表します。
- ④ 提出された個人情報については、事業所選定の目的に限り利用し、他の目的には利用することはありません。なお、個人情報を除く協議書等については、法令又は条例に基づき公開する場合があります。
- ⑤ 申請事業者に対して審査結果を通知後、市ホームページに採択された事業者について法人名や整備予定地等を公表します。
- ⑥ 次に該当することが確認された場合、公募申請書の受理を行いません。
- ア 本市との事前協議が完了していない場合
 - イ 公募申請書の内容等に不備がある場合
 - ウ 地域住民への説明会を行ったものと認められない場合
(特段の理由なく説明会を開催しなかった場合、説明会の開催が困難な状況で代替措置を行わなかった場合等)
 - エ 建設用地について、建築基準法による接道要件の確認や開発許可に伴う道路のセットバック要件等、その他の法令等による制限について各所管課と必要な協議を行っていない場合
 - オ 公募申請書の受理を行うことが適当でないと市長が認める場合
- ⑦ 次に該当する場合、審査を行うことなく申請事業者を失格とします。
- また、審査結果通知後に次に該当することが判明した場合は、採択された場合であっても、審査結果を取り消し、申請事業者を失格とします。
- ア 運営協議会の選定の前後に、申請事業者が運営協議会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
 - イ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

ウ 公募申請書の内容に、重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合

エ 公募申請書の提出後、次の事項が確認された場合

- ・重要事項（整備場所、施設種別、定員、階数、資金贈与者等）を本市の承諾なく変更した場合（重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要となります。）
- ・預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合
- ・建設用地について、建築基準法等による制限について各所管課と協議を行っていないと確認された場合

オ 暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係にある者及び日置市暴力団排除条例に反する行為を行う者であることが判明した場合

カ 上記のほか、市長が不適切と認めた場合

(5) 公募申請書の提出期限について

事前協議が完了した申請事業者は、次の期限までに書類の提出をお願いします。締切日近くは相談が多くなりますので、期限に余裕を持って提出してください。

令和 7 年 1 月 10 日（金曜日）17 時必着
電話連絡のうえ当課へ持参してください
（郵送、E-mail、FAX 等不可）

(6) 公募申請書の提出先（お問合せ先）

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

日置市市民福祉部介護保険課給付係

電話 099-272-0505

E-mail kaigokyufu@city.hioki.lg.jp

(7) 辞退について

公募申請書の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出していただきます。(様式任意)

また、整備事業者として採択された後に辞退することは、本市事業計画全体に多大な支障を来すことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

なお、事業採択後に辞退があった場合は、運営協議会へ事業者名や辞退理由等について報告を行いますので、理由等によっては次年度以降の応募について、審査に影響する場合があります。

4 施設開設までの日程について

【補助金等を活用して令和8年4月に開設する場合の一例】

	日置市	建築関係	補助金 (建設費)	補助金 (開設準備 経費)	指定関係
令和7年 2月	採択通知				
3月		実施設計協議			
4月		実施設計			
5月					
6月		建築確認申請		要望調査	
7月				内示	
8月				交付申請 交付決定通知 (申請から3週間後)	
9月	入札立会	入札指名通知 入札,入札結果届		補助対象期間 (交付決定～ 開設日前最大 6か月) ・入札 ・契約 ・納品 等	
10月		契約 工事着工	抵当権設定報告 着工届		
11月			変更申請 変更交付決定		
12月			進捗状況報告		事前協議
令和8年 1月					指定申請
2月		竣工			
3月	竣工検査		事業実績報告書 補助金確定通知 補助金請求 補助金支払		指定通知
4月		開設	消費税仕入控除税 額報告書		

5 審査・採択方法について

(1) 運営協議会審査項目及び着眼点等について

公募申請書の受理後、書類審査、現地調査、ヒアリング等を行い、学識経験者等の外部委員で構成された「日置市地域密着型サービス運営協議会」（運営協議会）に諮り、審査及び意見聴取を行い、市長が事業者を決定します。

運営協議会の審査項目及び審査の着眼点等は次のとおりです。

■運営協議会審査項目及び着眼点等（プラス評価の例）

審査項目	審査の着眼点等
地域包括 ケアの取 組み	1 地域での生活を支えるための取組みについて
	・介護予防や生活支援の取組み、認知症カフェ等の認知症の理解促進や居場所づくりに係る取組みなど、地域包括ケアシステムの構築に寄与する取組を行っている
	・法人（専門職員等）の持つ社会資源・知識を地域へ還元する取り組みを行っている
	・介護保険制度外の高齢者支援や災害時支援・緊急支援などにおいて、地域に貢献できる計画となっている
	・放課後の子どもの居場所づくりなど、多世代交流拠点となるような計画となっている
	・地域の実情を把握し、その実情に応じた具体的な支援が計画されている
	2 医療的ケアや協力医療機関の確保について
	・医療的処置が必要な高齢者の受け入れに対する理解がある
	・重度要介護者の受け入れ実施に伴う職員配置や協力医療機関等の確保が適切である
	・ターミナルケアに対する理解がある
計画内容	3 介護サービスの質及び居住性に配慮した計画について
	・「施設設計において特に留意する点」（公募要項 P 16～19 参照）に配慮されている

	4 周辺事業者との連携について
	・周辺事業者との連携を含めた地域に開かれた事業計画となっている
	5 利用しやすい料金設定※1 に配慮している
	6 非常災害対策について
	・高齢者に配慮した避難経路、避難計画となっている
	7 地域からの意見・要望を取り入れた計画となっている
	8 地域住民に対する説明が十分であり、理解や賛同を得られている
周辺環境	9 生活環境、周辺環境について
	・住宅地など施設が地域とのつながりを保つことができる立地環境である
	・交通事情、地理的条件等、施設の機能が十分果たせる位置にある
	・日照、騒音等、地域の環境に配慮されている
	・利用者等の健康管理、治療等ができる医師を施設の近くに確保できる
	・ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域などに指定された、災害時の危険性が高い地域ではない
運営法人	10 福祉に対する取組み、理解について
	・事業開始の動機や法人の理念が明確であり、事業所運営に反映されている
	11 家族や地域住民との交流について
	・家族や地域住民との具体的な交流計画を立てている
	・ボランティア（日置市介護支援ボランティア等）の受け入れが計画されている
	12 介護に関する知識経験について
	・地域密着型サービスについての知識経験が十分である
	13 運営推進会議の運営について
	・運営推進会議の構成員を適切に選任している

	14 情報の管理、情報開示に関する体制や手順が定められている
	15 相談・苦情に対する体制が整っている
	16 運営指導等における指摘事項の改善状況について
	・法人及び介護サービス事業所等への指摘事項が改善している
従業者	17 職員配置・職員の待遇状況について
	・職員の採用計画、職員研修の取組みが適切である
	・看介護職員の配置が手厚い
	・職員の賞与がある
	18 職員の確保について
	・職員の離職防止のための取組みを行っている
	19 管理者について
	・管理者にふさわしい人格、能力、経歴である ・管理者等が地域包括ケアの理解を深める取組みを行っている
総合評価	20 事業計画を確実に実現、継続できるか
	・事業計画を総合的に判断し、長期的に安定した運営ができる
	21 その他の事項について
	・上記以外で、障がい者・元気高齢者の雇用や子育て支援を促進するなど、特色のある取り組みが計画され、評価の対象となり得るものがある ・地球環境に配慮した設備の導入に配慮している

※ 利用しやすい料金設定について

- ・食材料費及び家賃は、地域の実情を勘案し利用しやすい料金設定となるよう配慮してください。

(2) 審査方法

具体的な採択の手順等は、次のとおりとします。

- ① 運営協議会委員が審査項目ごとに評価を行います。合計点数が基準点（満点の6割）未満の場合は不採択とします。
- ② 競合がある場合は、基準点以上の点数を獲得し、合計点数の高い事業者を採択します。

6 施設計画・人員基準について

施設の設計、事業計画、人員の配置を検討するにあたっては、次の条例、規則、諸基準、通知その他関係法令等に基づき、十分に検討の上、適切な計画を策定してください。

また、建築基準法、消防法その他関係法令及び関係通知も合わせて遵守するほか、本市が策定した各種計画・指針等にも配慮してください。

※ 民家改修により応募予定の場合は、別途ご相談ください。

○日置市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び施行規則（令和6年4月1日施行）

○社会福祉施設における防火安全対策の強化について
（昭和62年9月18日社施第107号）

(1) 土地・建物について

事業所の土地・建物は、事業者が所有または賃貸借するものとします。賃貸借の場合は、原則として事業開始後10年以上の賃貸借契約期間を確保してください。

既に賃貸借契約を締結している場合であっても、応募事業への使用目的の変更、建物の用途変更、改修工事等を認めることについて、オーナーからの承諾書を受領してください。

また、賃貸借料は近隣の地価と比較して同程度以下であることが望まれます。公募申請書には、採択された場合、確実に賃貸借または取得することが確認できる内容の書類（覚書又は仮契約書（採択されなかった場合は契約が無効である旨等を明記したもの）等）を添付してください。

整備予定地及び建物に抵当権や根抵当権が設定されている場合は、原則として、事業開始前に抹消可能であること。事業開始後に運営資金等の借入れを目的とした抵当権・根抵当権の設定は認められません。

ただし、補助事業者が当該施設整備を目的として購入した土地に係る抵当権については、抹消しなくても差し支えありません。（この場合でも根抵当権は不可。）

木材利用の推進について、県では、平成13年度に木材利用庁内推進会議を設置し、「鹿児島県建築物等木材利用推進方針」を定め、公共施設等の木造化・木質化、公共土木事業への木材利用などを積極的に推進しており、県が補助する公共建築物等においても可能な限り木材が利用されるよう事業主体にお願いしています。

木材利用促進及び入所者等の精神的なゆとりとやすらぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していただくため、老人福祉法・介護保険法等で定める設備基準において、可能な範囲で施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を検討いただくようお願いします。

(2) 施設設計において特に留意する点について

Ⓔ：基準に定められた事項 公：公募の要件として定めた事項

項目	特に留意する点
ユニット	公 特別養護老人ホームの設備基準「ユニット型」を参考に、ユニットケアという視点から職員の見守りや介護動線等にも配慮したレイアウトとすること（P20参照） 公 居室又は宿泊室、居間、食堂、台所、浴室、その他利用者が日常生活を営むうえで必要な設備は一階に設置すること 公 各ユニットの入口は玄関らしいしつらえにすること 公 ユニットの独立性を保つこと（緊急時を除き、玄関以外から別のユニットへ行き来できないようにすること） 公 鍵付きの収納スペースを設けること（処方薬等の保管も含む） 公 個人情報に配慮した記録スペースを設けること
居間・食堂	Ⓔ 各居室の床面積を7.43㎡以上確保すること（収納、洗面等の面積を除く） 公 入口扉は引戸とすること

	☐持ち込みの家具等を利用できるスペースを確保すること ☐居間・食堂それぞれの空間を確保できる十分な広さを検討すること ☐採光、風通し等、居住快適性を考慮したレイアウトが望ましい ☐食堂に近い位置に手洗いを設置することが望ましい
キッチン	☐利用者等も一緒に調理配膳等を行えるよう配慮することが望ましい ☐キッチンから居間・食堂を見通せるような配置とすること（対面式のキッチンが望ましい） ☐複数人（2～3人）が利用できるスペースを確保すること ☐引出し型の収納等に対応ができるよう、流しの後のスペースを確保すること（調理者の後ろを通り抜けることができる程度） ☐煮炊きができるキッチンにすること ☐食器棚や冷蔵庫等を置くスペースがあること ☐包丁や洗剤等の危険物を安全に保管（スペースの確保、施錠できるものに保管等）できるようにすること
トイレ	☒すべてのトイレは壁で仕切り、出入り口は扉とすること（カーテンやアコーディオンカーテンは不可） ☐居間・食堂からトイレが丸見えにならないよう配慮すること ☐トイレの中で利用者を介助できるスペースを適切に確保すること（扉や便器の配置にも配慮すること） ☐ユニットごとに定員が6名以下の場合は2か所以上、7名以上の場合は3か所以上を、入居者が利用しやすい場所に分散配置すること ☐各ユニットで少なくとも1か所は福祉型トイレを設置すること

浴室 脱衣室	☐浴室は介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること ☐個浴の浴槽は2方向以上からの介助ができること（P20参照） ただし、民家改修による提案で、福祉用具（リフト等）の利用により利用者の安全確保と職員の負担軽減を図る場合には1方向介助でも可 ☐浴室と脱衣室の温度差に配慮していること ☐浴室及び脱衣室は介護ができるスペースを確保し、適切な広さとすること（広すぎると冬場は寒くなる）
洗濯室又は洗濯場	☐洗剤等が適切に管理されるように配慮すること
洗面	☐居室やユニット内の共用部分に設置する洗面は、車いすでの利用を想定した高さ・形状であること ☐衛生管理上、共有の洗面でタオルの使い回しをしないようにすること（使い捨てのペーパータオルや使いきりの小さなタオルを設置できるようにすること） ☐ユニットごとに、洗面所をプライバシーに配慮した位置に設置すること ☐感染症対策を考慮した位置に設置することが望ましい
ドア	☐有効開口幅を90cm以上確保すること（車いすが通過できる最低幅：80 cm）
床	☐転倒防止や職員の腰痛負担軽減に配慮すること
防災関係	☒スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること 消防機関へ通報する火災報知設備は、夜勤者などが非常時にすぐに通報できる場所へ設置すること（設置場所を図面に記載すること） ☐複数階の建物の場合、利用者の侵入及び転落防止対策を充分検討すること ☐防災の観点から、避難経路等を検討して図面を作成すること。

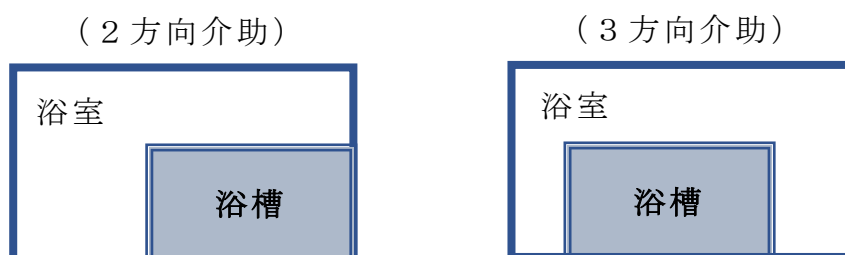
	☐非常時の避難経路等も含めて、消防署に事前相談すること
玄関	☐玄関・外回り部分は利用者が訪れやすい雰囲気とすること（アプローチ、植栽等）
図面レイアウト上の注意事項	☐宿泊室又は居室、居間・食堂、脱衣室、浴室、事務室等の内法面積を記載すること ☐併設整備の場合、事業別の面積も記載すること ☐設計図には実際に配置する家具等を記載し、介護動線が確保されているかどうかを確認できる図面にすること ☐スタッフの動線に配慮し、かつ利用者の安全が確保されたつくりとすること
その他	③手すり、段差解消及び滑り止め等、日常生活を営む上で必要な設備を設けること ☐計画段階で管理者及び介護支援専門員を確保し、参画させることが望ましい ☐職員用の休憩室、更衣室を設けること ☐相談室を設けることが望ましい ☐車いすや季節用品等の保管や、書類管理等ができる倉庫等を適宜設けることが望ましい ☐その他、利用者や従業員の移動、清潔・不潔の動線について配慮すること ☐高齢者が24時間暮らす住居であるため、居住性、快適性が確保されたレイアウトとすること ☐直近の地球温暖化防止活動環境大臣表彰又は気候変動アクション環境大臣表彰（開発・製品化部門）を受賞した技術・製品の導入に配慮することが望ましい

※ 上記以外にも、入所者が快適に過せるよう十分配慮した計画とすること。

○ ユニット型に準ずるとみなせない居間・食堂と居室室）の配置例



○ 2方向以上から介助ができる浴槽の配置例



(3) 人員基準について

各サービスの人員基準概要を記載しております。詳細については、日置市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める要綱をご確認ください。各サテライト型介護事業所は、人員基準に緩和要件があります。別途ご確認ください。

<認知症対応型共同生活介護の人員基準【概要】>

代表者	・ 次の(1)又は(2)の要件を満たし、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していること (1) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者 (2) 保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者
-----	--

管理者	・ 共同生活住居ごとに配置すること ※ 管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできる ・ 常勤であること ・ 必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者 ・ 「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していること ・ 専ら管理業務に従事する者であること ※ 管理上支障がない場合は、他の職務も従事可能
計画作成担当者	・ 事業所ごとに配置すること ・ 「認知症介護実践者研修」を修了していること ・ 介護支援専門員の資格を有すること ※ 2人以上の計画作成担当者を配置する場合、いずれか1人が介護支援専門員の資格を有していること ・ 専ら計画作成に従事する者であること ※ 利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務も従事可能
介護従業者	・ 共同生活住居ごとに次のとおり配置すること (1) 日中の時間帯は、共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1以上配置すること (2) 夜間及び深夜の時間帯は、時間帯を通じて1以上配置すること ※ 共同生活住居が3の場合であって、すべて同一階に隣接し、職員が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）が講じられ、安全性が確保されていることを要件に、夜勤2人以上の配置に緩和できる (3) 1以上の者は、常勤であること

7 資金計画について

事業所の整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画を立ててください。

(1) 開設総事業費

開設総事業費は、自己資金、補助金及び借入金により確保されることとします。

(2) 運営資金

運営に係る自己資金として、計画年間事業費の3か月分以上の資金を確保していることとします。

※ 介護保険制度における介護報酬の支払いは、概ね3か月程度を要することから、実際には、その間の運転資金と併せて、当初の入居や利用人数に比例した収入の不足分もつなぎ資金として準備する必要があります。

建設・運営自己資金については、公募申請書提出時及びそれ以降も、確実に自己資金を有していることとします。原則、借入による資金は自己資金とは認められません。

自己資金の確保は、施設建設及びその後の健全な施設運営のためにも重要であり、提出資料のほか、随時に残高証明書により確認します。

(3) 補助金について

令和7年度整備にかかる補助金基準単価は次のとおりです。市及び県の補助金要綱の改正により単価等が変更される場合があります。

また、補助金は、国、県、市とも予算の範囲内において額が決定されるため、補助が実施されない場合がありますのでご注意ください。
国等の補助制度の変更や財政事情により、資金計画を大幅に見直す必要が生じる場合もありますので、十分な余裕をもった資金計画としてください。

なお、補助金を活用せずに整備を行う場合も、補助対象案件と同様の審査手続きとなります。

① 鹿児島県地域密着型施設等整備補助金に係る交付基礎単価

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、
消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、そ
の額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とす
る)を補助します。

対象施設	令和6年度単価額①	令和6年度単価額②
		(※1の事業を合築・併設する場合)
認知症高齢者グ ループホーム	39,600千円(上限額)	41,580千円(上限額)

※1 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター又は施設内保育施設を併設する場合、単価額②が適用されます。

※2 空き家等を活用し整備する場合は、1施設あたり10,500千円を上限とします。

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

施設の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な初度経費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費を補助します。

② 交付要件

- ・ 交付対象事業者は、事業所の運営事業者に限ります。
- ・ 補助基礎単価額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助額とします。
- ・ 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助の対象としません。
- ・ 次の各号に掲げる事業は、補助の対象としません。

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

- 一 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- 二 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- 三 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
- 四 その他施設等設備に関する事業として適当と認められない事業

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

- 一 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる経費
- 二 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

③ 補助金の交付を受ける際の注意事項

ア 入札について

整備費補助の交付を受ける建設工事は、補助事業となりますので、日置市が行う公共工事の取扱いに準じることとします。

具体的には、設計金額及び格付区分を基に指名業者を選定し、複数の指名業者による入札によって施工業者を決定することになります。

また、開設準備経費等の補助も同様に、入札により契約締結業者等を決定していただきます。

イ 処分制限について

補助金を活用される場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、処分制限期間を経過する前に事業の廃止、譲渡、抵当権の設定等の財産処分を行うことのないようにしてください。

処分制限期間を経過する前に、補助財産を処分する場合には、鹿児島県知事等の事前の承認と、原則として補助金の返還が必要となります。